

令和5年度 第4回八千代市介護保険事業運営協議会 議事録

1 開催日時

令和6年2月6日（火）午後2時00分～午後2時35分

2 開催場所

八千代市役所 旧館4階 第2委員会室

3 議 題

(1) パブリックコメントの実施結果について

(2) 八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）
（案）について

4 出席者名等

<委 員>計12名（敬称略）

綱島会長，中村副会長，稲山委員，田中委員，保坂委員，渡部委員，関野委員，小林委員，津川委員，福田委員，椎名委員，中谷委員

<事務局>計14名

井上課長，熊井副主幹，櫻井副主幹，平田主査，下田主査，渡辺主査，田中主査補（長寿支援課），春田課長，石橋主査，関口主査，品川主査補（福祉総合相談課），毛塚課長，横田副主幹（健康づくり課），Next-i 株式会社（計画策定業務委託事業者）

5 公開又は非公開の別

公開

6 傍聴者数

0名（定員5名）

7 配布資料等

- ・会議次第
- ・八千代市介護保険事業運営協議会委員名簿
- ・席次表
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）
にお寄せいただいたご意見に対する市の考え
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）
- ・八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）
に対する質問及び回答

8 会議内容

以下のとおり

令和5年度 第4回八千代市介護保険事業運営協議会 会議内容

事務局（平田主査）：

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回八千代市介護保険事業運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日司会を務めます、長寿支援課 平田と申します。

よろしく願いいたします。

最初に、本日の協議会開催にあたり、朝比奈委員、島田委員、金田委員、宮崎委員におかれましては欠席、津川委員におかれましては少し遅れるとのご連絡をいただいております。

本協議会は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定により、会議を公開するとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、録音機器とマイクを接続している関係から、発言する際はマイクのボタンを押して、マイクの頭が点灯してから発言をお願いいたします。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付いたしました、

資料1「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）にお寄せいただいたご意見に対する市の考え」

資料2「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）」をお持ちいただいておりますでしょうか。

続いて、机に置かせていただきました資料で

- ・会議次第
- ・八千代市介護保険事業運営協議会委員名簿
- ・席次表
- ・事前送付資料に対する質問及び回答

以上、資料6点と、本日ご持参いただくようお願いしておりました「八千代市高齢者保健福祉計画」、
「八千代市高齢者等の保健福祉・介護保険ニーズ調査 調査報告書」が本日の会議資料でございます。

事務局に予備がございますので、不足している場合はおっしゃってください。

ほかの資料とあわせ、配布漏れがないか、ご確認ください。

資料の確認は以上です。

また、会議に先立ちまして、本日配付させていただいております、「八千代市長寿会連合会創立60周年記念誌」につきまして、長寿会連合会の渡部会長よりご発言をいただきます。

渡部会長、お願いいたします。

渡部委員：

運営協議会の貴重な時間を少しだけお借りし、配布させていただいた資料についてご説明させていただきます。

八千代市長寿会連合会は、老人福祉法ができたその翌年の昭和39年に現在の八千代市に誕生しました。

昭和39年には、浦安市や鎌ヶ谷市など、千葉県内の各地に長寿会連合会が誕生して、八千代市もおかげ様でこの2月に60周年を迎えます。

現在、会員数は約2,200名で、昨年4月から11月までに50名程度増えております。

八千代市には5万人の高齢者がおりますし、1万人がひとり暮らしという状況からしても、私ども長寿会連合会はもっともっと会員数を増やして、高齢者の手となり足となりいろんな意味で支え合いの会を大きくしようということで、加入促進を目的とした60周年記念誌を作成いたしました。

これは、全部手づくりでございます。

プロに頼むのではなくて、私どもでプロジェクトチームを作って、表紙の印刷や編集も全て行いました。

60年間を振り返った歩みを載せるのではなくて、少なくとも5年・10年先を見越した形で、長寿会は八千代市内でこういう活動をやっているんだよということを知っていただくための記念誌として1万部作成しました。

これを八千代市内の人の集まるところに配布させていただきたいと考えておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

貴重なお時間をいただきありがとうございました。

説明は以上です。

事務局（平田主査）：

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って、議題に入らせていただきます。

八千代市介護保険規則第60条第1項の規定により、協議会の議長は、会長が行うこととなっておりますので、これより会議の議事進行を綱島会長にお願いしたいと思います。

それでは、綱島会長お願いいたします。

綱島会長：

ただいまの出席委員は11名でございます。

定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、次第に沿いまして進行させていただきますのでよろしくをお願いします。

議題に入らせていただく前に、議題2にございます次期計画について、服部市長より本協議会に対し、計画についての諮問書をいただいておりますことをご報告いたします。

本日の会議で慎重、審議し、答申を行いたいと思っておりますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

それでは、議題1「パブリックコメントの実施結果について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

説明の終了後に質問をお受けいたします。

事務局（熊井副主幹）：

私から、パブリックコメントの実施結果についてご説明させていただきます。

八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の（案）に対するパブリックコメントにつきましては、昨年12月15日から今年の1月15日までの期間で実施し、6名の方から27件のご意見をいただきました。

いただいたご意見に対する市の考え方については、事前に送付させていただいた、資料1の「計画案にお寄せいただいたご意見に対する市の考え」のとおりでございますので、個々の意見に対する説明は割愛させていただきますが、資料1のナンバー9、ナンバー11のご意見を計画に反映し、計画書（案）を修正いたしました。

修正内容につきましては、次の議題で、併せてご説明させていただきます。

今後、パブリックコメントに対する市の考え方につきましては、八千代市公式ホームページへの掲載や長寿支援課などパブリックコメント実施時に計画案を配架していた場所で公表いたします。

公表時期につきましては、計画の公表と同じタイミングとなる予定です。

パブリックコメントの実施結果については以上となります。

綱島会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

綱島会長：

ございませんでしょうか。

それではないようですので、議題2「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）」について、事務局より説明を求めます。

説明の終了後に質問をお受けいたします。

事務局（井上長寿支援課長）

長寿支援課長の井上でございます。

八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）の最終案について、素案からの主な変更箇所を中心にご説明させていただきます。

それでは、資料2「八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）」をご準備ください。

まず、第1章「計画の概要」につきましては、10ページの第2節計画の策定方法、（1）計画策定の体制、①八千代市介護保険事業運営協議会による検討、中段の表に、本日の第4回会議についての内容を加筆いたしました。

次に、第2章「高齢者を取り巻く状況」でございます。

14ページをご覧ください。

1 高齢者を取り巻く状況、第1節 本市における高齢化の動向、（1）人口及び高齢者の動態、①総人口と区分別人口、最下段の図表-2、区分別人口の構成割合の推移と、その上、説明文をご

覧ください。

先ほど、議題1でありましたパブクリクコメントによるご意見から、「老年」の表現を「高齢者」に変更し、また、高齢者人口、生産年齢人口、年少人口の対象年齢をカッコ書きで追加いたしました。

なお、内容に関する事ではありませんが、この表の第8期以降の比率の数字が若干上に標記され、バランスが悪くなっておりますので、完成版では縦の位置を揃えさせていただきます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

第2節、要介護・要支援認定者の状況、(1)要支援・要介護認定者と認定率の推移、上段の説明文に、こちらもパブクリクコメントのご意見から、八千代市の認定率18.1%に対する比較対象として、千葉県平均、全国平均の認定率とその説明を加筆いたしました。

37ページから43ページ、第3章「基本構想」は変更ございません
続きまして、第4章「施策の展開」です。

46ページをご覧ください。

基本目標1 健康・生きがいつくりの充実、施策1、疾病の早期発見・早期治療及び健康的な生活習慣の取組、①健康診査・保健指導の実施、下段の表中、上段の特定健康診査受診率の令和4年度の数値を、31.1%に修正いたしました。

続きまして、55ページ上段をご覧ください。

⑨高齢者等外出支援です。

素案では、⑨番に障害者等タクシー利用助成、⑩番に高齢者外出支援としておりましたが、今年度よりタクシー利用助成制度の変更について検討を進めており、事業の概要として、交通機関からの距離要件がある施策から、真に支援が必要な市内全域の要介護・要支援認定を受けた高齢者等への外出を支援する施策に変更すると共に、わかりやすい制度とすることを目的に、2つの制度を統合する改正を進めているところでございます。

このことにより、⑨について記載のとおり変更し、以降の事業番号を繰り上げております。

続きまして、63ページをご覧ください。

③高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施でございますが、下段の表をご覧ください。

記載する数値の見直しを行ったことにより、項目と数値を修正いたしました。

具体的には、第8期実績をハイリスクアプローチ及びポピュレーションアプローチのそれぞれで設定しているコースを全て終了した人数を記載していましたが、初回支援実施者の人数に修正いたしました。

また、第9期見込みは、第8期実績の考えに基づき、見込み数を修正いたしました。

第4章「施策の展開」に係る変更点は以上です。

次は、81ページからの、第5章「介護保険事業の見込み量と介護保険料」になります。

計画の最終案の審議に当たり、中心となる内容でございます。

第9期の保険料決定に係る内容となりますので、改めてご審議をお願いいたします。

82ページをお開きください。

1 第9期介護保険事業の見通し、第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フローでございます。

こちらは、素案から変更はありませんが、今一度ご説明させていただきます。

説明文にもあるとおり、保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供されている「地域包括ケア「見える化」システム」を用いております。

このシステムはインターネット上のウェブサイトで、これまでのサービス利用等の実績値が蓄積されており、保険料算定のための係数などが適宜反映されるようになっていきます。

図で示しているのが、介護保険料の算出のフローでございます。

まず、各推計の基になる実績値を整理します。

次に、実績値を基に高齢者人口の推計、その後、要介護認定者数の推計をします。

次に、要介護認定者等の伸び等を踏まえ、サービス利用者数等の見込み量を推計します。

更に、推計したサービス見込み量を基にして、サービス給付費や地域支援事業費の見込みを算出します。

最後に、給付費の総額から保険料の算出・確定という流れになります。

83ページをご覧ください。

第2節 介護保険サービス等の見込み量となりまして、ここからは、サービス給付費等の第9期計画期間の見込みを掲載しており、また、参考として中長期的な推計で、令和12年度及び令和22年度の推計値も掲載しております。

素案でもお示しさせていただきましたが、国より法改正の内容が示され、介護報酬の改定率についてはプラス1.59%とされたことから、各サービス・各年度の給付費につきましては、当該内容を踏まえ、修正しております。

83ページから85ページにかけて、①居宅サービス給付費、②地域密着型サービス給付費、③施設サービス給付費、④居宅介護支援給付費で、①から④の小計を足したものが、⑤の介護給付費になります。

介護給付費は要介護認定者の介護サービス利用に係る給付費でございます。

86ページと87ページには、①介護予防サービス給付費、②地域密着型介護予防サービス給付費、③介護予防支援給付費で、①から③の小計を足したものが、④の予防給付費になります。

予防給付費は、要支援認定者の介護予防サービス利用に係る給付費でございます。

88ページをご覧ください。

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込みでございます。

①標準給付費の表ですが、上から順に、まず、「総給付費」でございますが、こちらは先ほどの介護給付費と予防給付費を足したものとなります。

続いて、「特定入所者介護サービス費等給付額」、その下の「高額介護サービス費等給付額」、その下の「高額医療合算介護サービス等給付額」とあり、この3つは利用者負担軽減のための制度に係

る給付額となっております。

一番下の「算定対象審査支払手数料」は介護保険の請求等に係る事務を委託している千葉県国民健康保険団体連合会への手数料で、審査1件につき50円の手数料を支払います。

以上のものを足して、「標準給付費」となります。

②は「地域支援事業」の事業費です。

最後に、③「給付費総額」となりまして、第9期計画期間の3年間合計では約493億円となります。

ページをめくっていただき、90ページをご覧ください。

(2) 第1号被保険者保険料及び所得段階の設定、①第1号被保険者の保険料の基準額の算出です。主な項目として、①標準給付見込額は、第9期の推計は約468億円で、第8期から9期で総事業費は約85億円の増加となる見込みです。

少し飛びまして、⑦介護給付費準備基金取崩額ですが、今年度末の基金残高見込みは約10億6千万円となっているため、庁内で検討した結果、第9期では約半分の5億円を基金から取り崩します。

第1号被保険者の保険料算定の基となる総事業費から、この額を減算し、保険料の上昇を抑制しています。

ただし、基金の取り崩し額につきましては、年度末までの実績や社会情勢の動向により、更に増額する等の変更が生じる可能性がございますことをご承知おきください。

⑨番以降で、総事業費のうち第1号被保険者にご負担いただく、保険料でまかなう必要がある額と、3年間の第1号被保険者の人数、また、保険料の収納率で保険料を算出したしまして、最終的に、第9期の介護保険料基準額（月額）は5,640円となります。

続きまして、91ページをご覧ください。

「第9期計画期間の所得段階及び保険料率」でございます。

第5段階が標準段階で保険料基準額が先ほどの月額5,640円に、12月を乗じた年額67,680円となっております。

この基準額に、所得段階ごとに保険料率を乗じ、各段階における保険料を算出いたします。

今回、国の方では、介護給付費の増加を見据えた被保険者間の所得の再分配機能を強化することを目的に、標準段階の多段階化、標準保険料率・基準所得金額の見直しが行われたことから、本市もこのことに則した修正を行っております。

具体的な修正箇所につきましては、まず、標準段階の多段階化でございますが、国では、これまで標準段階を9段階としていたところを13段階とし、高所得層の負担を引き上げる形をとりましたが、本市におきましては、次の92ページに記載がございますが、以前より多段階化を実施しており、15段階としておりますので、今回につきましては、「所得段階数」の変更は行わないことといたします。

なお、所得段階の設定につきましては、政令により、市町村の裁量で増やすことは可能とされて

おります。

次に、基準所得金額でございますが、91・92ページの表では「対象者」の区分のところとなります。

こちらは、国の見直しに合わせており、第1段階から第9段階は、第8期から変更ございませんが、第10段階以降、第8期で設定いたしました合計所得金額より、20万円高い設定となっております。

なお、第14・15段階の対象となる合計所得金額の変更はございません。

次に、「保険料率」でございますが、こちらも、国の標準保険料率の見直しを踏まえ、高所得層の負担の引き上げ、低所得者の負担軽減を図るため、高所得、低所得の階層を中心に料率を変更し、全体で保険料収納必要額を確保するように調整いたしました。

まず、低所得階層の第1～3段階は、国の標準保険料率及び公費による軽減割合の見直しに合わせておまして、表の保険料率区分のかっこ内の数字となりますが、第5段階の基準額に対し、それぞれ、0.285、0.485、0.685を乗じた額が、保険料となるように設定いたしました。

次に、中間階層の第4～8段階は、被保険者の6割以上が占める階層となり、国の見直しも行われない階層となることから、変更は行わず現状維持といたしました。

次に、第9～13段階につきましては、国の標準保険料率の見直しに合わせておまして、第8期と比較し、第9段階が0.1、第10～12段階を0.2、13段階が0.1の増とし、それぞれ、1.7、1.9、2.1、2.3、2.4としております。

次に、本市独自の階層となります、第14、15段階につきましては、前段階との合計所得金額の差、今回の見直しによる高所得層の負担を引上げし、低所得層の負担の軽減を図り、所得の再分配機能を強化するとの趣旨を踏まえまして、それぞれ、第8期と比較し、0.2、0.3の増となる、2.6、2.8の保険料率に設定いたしました。

最後に、92ページをご覧ください。

下段の表、「保険料基準月額推移」でございますが、繰り返しになりますが、第9期の保険料標準月額は5,640円を予定しておりますので、第8期からの増加額はプラス460円、増加率は8.9%となっております。

93ページ以降は、素案から最終案で変更した箇所はございません。

説明は以上でございます。

事務局（熊井副主幹）

今の議題2につきましては、事前のご意見・ご質問をいただいております。

前回同様、会議の時間等もございますことから、追加資料にて回答をまとめたものを配布させていただきます。

恐れ入りますがこちらをご一読いただきながら、本日のご質問を承りたいと思います。

ただし、ナンバー5とナンバー6のご意見につきましては、先ほど課長の方から、素案からの

変更点のご説明をさせていただきましたが、これに加えて、今後、ご指摘のとおり修正をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは以上でございます。

綱島会長：

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

小林委員どうぞ。

小林委員：

18ページの4行目、令和5年の認定率と書いてありますが、この図からすると第8期、令和5年の認定者は18.1%に見えるんですけど、県平均の17.6%より0.6ポイント高く、全国平均の19.4%より1.2ポイント低くなってますが、もし18.1%にするんだったら、県平均の0.6ポイントではなくて0.5ポイントだと思うんですね。

それから全国平均の19.4%の1.2ポイント低い1.3ポイントだと思うんですが、違いますかね。

事務局（熊井副主幹）：

ご指摘ありがとうございました。

こちらにつきましては、申し訳ございません。

おそらく小数点第2位、第3位の関係でちょっとずれてしまったかと思いますので、ご指摘のとおり今一度見直しをさせていただきます、最終版では修正させていただきます。

どうもありがとうございました。

綱島会長：

ありがとうございました。

他に質問ございますか。

それではないようですので、ここで委員の皆さまに八千代市高齢者保健福祉計画（第10次老人保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）（案）の内容は、本協議会として妥当なものとして認めてよろしいか伺います。

異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

委員一同：

領き了承。

綱島会長：

異議なしということで、認めさせていただきたいと思います。

異議がないようですので、本計画の最終案は本協議会として妥当なものと認めます。

また、その旨を市長宛てに答申いたします。

なお、文言などの軽微な修正については、事務局にご一任いただければと思います。

よろしく願いいたします。

委員の皆さまには計画策定に係る答申を行うにあたり、ご尽力いただき、誠にありがとうございました。

以上で本日の議題は終了いたしますが、事務局より何かございますでしょうか。

事務局（井上長寿支援課長）：

本日、次期計画に対する答申をまとめていただいたことにより、今年度、委員の皆さまにご尽力いただきました。計画策定に係る工程は1つの節目となります。

本日まで、皆さま方には各年度の実績の検証、ニーズ調査に係る設問検討、計画策定作業等、多岐にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、八千代市の高齢者保健福祉行政及び、八千代市行政に、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、会議終了直後のご案内で大変恐縮ではございますが、次回の会議についてご案内いたします。

令和5年度実績、第8期計画の総括等を議題として、令和6年の7月から8月頃に予定しておりますので、委員の皆さまにおかれましては、ご多用かと存じますが、出席方よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

どうもありがとうございました。

綱島会長：

ありがとうございました。

それでは、本日の八千代市介護保険事業運営協議会の議事を終了いたします。

なお、本日の議事録の作成・決定につきましては、会長に一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同：

頷き了承。

綱島会長：

ありがとうございます。

それでは、議事録は事務局で作成し、会長の決裁後、公表することとなりますので、どうぞよろしく願いいたします。

長時間にわたって、また、長期にわたってご協力、本当にありがとうございました。

これをもちまして本日の八千代市介護保険事業運営協議会を閉会いたします。

午後2時35分 会議終了